

◎厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準(平成二十年厚生労働省告示第百二十九号) (抄)

改正案	現行
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 削除</p> <p>十〇六十四 (略)</p> <p>六十五 治療抵抗性の子宮頸がんに対するシスプラチンによる閉鎖循環下骨盤内非均衡灌流療法 子宮頸がん(術後に再発したものであつて、同時化学放射線療法に不応かつ手術が不能なものに限る。)</p> <p>六十六 陽子線治療 肝内胆管がん(切除が不能と判断されたものであつて、化学療法が奏効しないもの又は化学療法の実施が困難なものに限る。)</p> <p>六十七 ヒドロキシクロロキン療法 関節リウマチ(既存の合成抗リウマチ薬による治療でDAS28が二・六未満を達成できないものに限る。)</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 急性心筋梗塞に対するエポエチンベータ投与療法 急性心筋梗塞(再灌流療法の成功したものに限る。)</p> <p>十〇六十四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>